

令和2年度

# 事業概要

福祉局

# 目 次

I	福祉局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和2年度 主要事業の概要	8

## I 福祉局の概要

1. 局長 森下 貴浩
2. 局の職員数 406人（令和2年4月1日現在）
3. 令和2年度予算の概要

### （1）一般会計 （単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	210,750	4 民生費	165,714,475
18 国庫支出金	86,394,695	15 諸支出金	900,000
19 県支出金	26,183,248		
20 財産収入	18,981		
21 寄附金	100,560		
22 繰入金	450,107		
24 諸収入	5,032,149		
25 市債	2,225,000		
歳入合計	120,615,490	歳出合計	166,614,475

### （2）国民健康保険事業費 （単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 国民健康保険収入	156,754,788	1 国民健康保険費	156,754,788
歳入合計	156,754,788	歳出合計	156,754,788

### （3）介護保険事業費 （単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	28,290,586	1 総務費	3,227,505
2 国庫支出金	34,262,195	2 保険給付費	128,936,574
3 県支出金	20,129,624	3 地域支援事業費	10,384,329
4 支払基金交付金	36,869,540	4 基金積立金	1,884,411
5 繰入金	24,944,053	5 諸支出金	52,000
6 繰越金	1	6 予備費	15,000
7 諸収入	3,820		
歳入合計	144,499,819	歳出合計	144,499,819

## (4) 後期高齢者医療事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 後期高齢者 医療事業収入	41,484,031	1 後期高齢者 医療事業費	41,484,031
歳入合計	41,484,031	歳出合計	41,484,031

## Ⅱ 組織と事務分掌

### 政策課

#### <政策係>

- (1)局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)局の職員の人事に関すること（行財政局人事課の所管に属するものを除く。）。
- (3)局の予算の経理に関すること。
- (4)局の職員の安全衛生に関すること。
- (5)福祉事務所との連絡及び調整に関すること（くらし支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (6)市民福祉の啓発に関すること。
- (7)神戸市福祉局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (8)神戸市市民福祉調査委員会に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (9)市民福祉総合計画に関すること。
- (10)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（くらし支援課くらし支援係及び高齢福祉課地域福祉係の所管に属するものを除く。）。
- (11)福祉施設等の整備事業の調整に関すること。
- (12)民間（国及び地方公共団体以外の者の設置に係るものをいう。以下この節において同じ。）の社会福祉施設に対する助成の調整に関すること。
- (13)神戸市しあわせの村に関すること。
- (14)神戸市立こうべ市民福祉交流センターに関すること。
- (15)神戸市立総合福祉センターに関すること。
- (16)玉津健康福祉ゾーンに関すること。
- (17)社会福祉法人神戸市社会福祉協議会に関すること。
- (18)公益財団法人こうべ市民福祉振興協会に関すること。

### 人権推進課

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)総合的かつ効果的な人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。
- (3)人権教育及び人権啓発に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4)犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

### くらし支援課

#### <くらし支援係>

- (1)課の庶務に関すること並びにくらし支援課及び保護課の庶務の総括、調整及び改善に関すること。
- (2)生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく支援の実施に関すること（保護課保護係並びに福祉事務所生活支援課くらし支援係、保健福祉課くらし支援係及び支所くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (3)貧困に関する施策の推進に関すること。
- (4)本市の各区の社会福祉協議会に関すること。
- (5)ボランティア活動の推進に関すること。
- (6)福祉情報システムの運用及び開発に関すること。

- (7)福祉事務所との連絡及び調整に関すること。（政策課政策係の所管に属するものを除く。）
- (8)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること。（政策課政策係及び高齢福祉課高齢者支援係の所管に属するものを除く。）
- (9)福祉に資する人材の確保に関すること。
- (10)阪神・淡路大震災による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。
- (11)阪神・淡路大震災に係る災害援護資金に関すること。
- (12)前 2 号に掲げるもののほか、自然災害による被災者の生活再建の支援に関すること。

### 保護課

#### <保護係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)生活保護（医療扶助及び介護扶助を除く。）に関すること。
- (3)市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条の規定に基づく支援給付（医療支援給付及び介護支援給付を除く。）及び第 15 条の規定に基づく配偶者支援金の支給並びに市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条の規定に基づく支援給付（医療支援給付及び介護支援給付を除く。）に関すること（垂水区役所保健福祉部生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (4)保護施設についての認可、指導及び監督に関すること。
- (5)ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。
- (6)和光園との連絡及び調整に関すること（高齢福祉課管理係の所管に属するものを除く。）。
- (7)市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。
- (8)被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部生活支援課保護係、北神区役所保健福祉課保護係及び支所保健福祉課保護係の所管に属するものを除く。）。
- (9)中国残留邦人等地域生活支援事業に関すること（垂水区役所保健福祉部生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (10)生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施に関すること（くらし支援課くらし支援係並びに福祉事務所生活支援課くらし支援係、保健福祉課くらし支援係及び支所くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (11)神戸市遺留金取扱条例（平成 30 年 3 月条例第 33 号）に関すること（医療係の所管に属するものを除く。）。

以下 4 類事業所  
更生センター、更生援護相談所

#### <医療係>

- (1)生活保護（医療扶助及び介護扶助に限る。）に関する事。
- (2)市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定に基づく支援給付（医療支援給付及び介護支援給付に限る。）及び市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条に規定する施行前死亡者の配偶者に対する支援給付（医療支援給付及び介護支援給付に限る。）に関する事（垂水区役所保健福祉部生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (3)低所得世帯療養資金の償還に関する事。
- (4)生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療機関等の指定及び取消しに関する事。
- (5)生活保護法に規定する指定医療機関等の指導及び監督に関する事。
- (6)行旅病人及び行旅死亡者の取扱いに関する事。
- (7)神戸市遺留金取扱条例に関する事（保護係の所管に属するものを除く。）。

### 高齢福祉課

#### <事業推進係>

- (1)課の庶務に関する事並びに高齢福祉課、介護保険課、国保年金医療課及び和光園の庶務の総括、事務の連絡、調整及び改善に関する事。
- (2)高齢者対策に係る企画及び調整に関する事。
- (3)高齢者の社会参加に関する事。
- (4)老人クラブの育成に関する事。
- (5)敬老優待乗車証及び福祉乗車証に関する事。
- (6)戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関する事（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部健康福祉課管理係、北神区役所保健福祉課管理係、須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係及び西区役所総務部西神中央出張所の所管に属するものを除く。）。
- (7)和光園との連絡調整に関する事（保護課保護係の所管に属するものを除く。）。

#### <高齢者支援係>

- (1)福祉事業の企画、開発及び推進に関する事（政策課政策係及びくらし支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。）。
- (2)基幹福祉避難所及び福祉避難所に関する事。

#### <施設整備係>

- (1)老人福祉施設の整備、認可等に関する事（監査指導部所管に属するものを除く。）。
- (2)介護老人保健施設の整備に関する事。
- (3)有料老人ホームの届出等に関する事（監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (4)高齢者の介護に係る地域密着型サービスの整備に関する事。
- (5)サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する事（建築住宅局住宅政策課民間住宅係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (6)特別養護老人ホームの入所の指針及び特例入所に関する事。

#### <地域福祉係>

- (1)地域福祉に係る企画及び調査に関する事。
- (2)地域福祉に係る関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (3)民生委員及び児童委員に関する事。
- (4)神戸市民生委員推薦会に関する事。
- (5)神戸市福祉有償運送運営協議会に関する事。
- (6)地域見守り活動の推進に関する事（介護保険課地域包括

- 支援係の所管に属するものを除く。）。
- (7)高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関する事（監査指導部、区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係、北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係、須磨区役所北須磨支所保健福祉課あんしんすこやか係及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。

### 介護保険課

#### <管理係>

- (1)課の庶務に関する事。
- (2)介護保険制度に係る企画、調査及び研究に関する事。
- (3)介護保険事業計画に関する事。
- (4)介護保険に関する統計、事業報告等に関する事。

#### <保健事業係>

- (1)介護保険に係る被保険者の資格、保険料の賦課徴収及び保険給付に係る事務の指導、改善及び調整に関する事。
- (2)介護保険システムの開発に関する事（認定係の所管に属するものを除く。）。
- (3)介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する事業をいう。以下同じ。）に関する事（認定係、地域包括支援係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。

#### <認定係>

- (1)介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関する事。
- (2)神戸市介護認定審査会に関する事（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係及び北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。
- (3)介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に係るシステムの開発及び運用に関する事。
- (4)介護予防・日常生活支援総合事業に関する事（保険事業係、地域包括支援係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。

#### <地域包括支援係>

- (1)地域包括支援センターの総括及び総合調整に関する事。
- (2)あんしんすこやか窓口に関する事。
- (3)介護保険外サービスの実施に関する事（認知症対策係の所管に属するものを除く。）。
- (4)地域見守り活動の推進に関する事（高齢福祉課地域福祉係の所管に属するものを除く。）。
- (5)介護予防事業企画に関する事。
- (6)ケアマネジメントに係る企画に関する事（監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (7)介護予防・日常生活支援総合事業に関する事（保険事業係、認定係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (8)ケアプランの適正化に関する事（認定係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。

#### <認知症対策係>

- (1)認知症対策に関する事。
- (2)介護保険外サービスの実施に関する事（地域包括支援係の所管に属するものを除く。）。

### 国保年金医療課

#### <管理係>

- (1)課の庶務に関する事。
- (2)国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する事。
- (3)国民健康保険団体連合会に関する事。

- (4)保険医療機関等との連絡及び協議に関すること。
- (5)国民健康保険に係る保健事業に関すること。
- (6)国民健康保険に関する諸統計、事業報告等に関すること。
- (7)特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

<国民健康保険係>

- (1)国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付の事務の改善及び調整に関すること。
- (2)国民健康保険に係る保険料の賦課徴収事務の改善及び調整並びに保険料率の決定に関すること。
- (3)国民健康保険に係る保険料その他の収入金の滞納整理事務の改善及び調整に関すること。
- (4)国民健康保険の普及及び宣伝に関すること。
- (5)区役所における国民健康保険事務の指導、改善及び調整に関すること。

<医療係>

- (1)高齢期移行者医療費助成、こども医療費助成、重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の事業に関すること（こども家庭局こども企画課総務係の所管に属するものを除く。）。
- (2)後期高齢者医療事務に関すること。
- (3)高齢期移行者医療費助成、こども医療費助成、重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る医療担当者等との連絡に関すること（こども家庭局こども企画課総務係の所管に属するものを除く。）。
- (4)兵庫県後期高齢者医療広域連合との連絡及び調整に関すること。
- (5)区役所における高齢期移行者医療費助成、こども医療費助成、重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の事業並びに後期高齢者医療事務の指導、改善及び調整に関すること（こども家庭局こども企画課総務係の所管に属するものを除く。）。
- (6)はり、きゅう及びマッサージの施術料に係る助成事業に関すること。

<国民年金係>

- (1)国民年金の普及及び宣伝に関すること。
- (2)国民年金に関する諸統計、事業報告等に関すること。
- (3)区役所における国民年金事務の指導、連絡及び改善に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、国民年金に関すること。
- (5)特定障害者に係る特別障害給付金に関すること。
- (6)年金生活者支援給付金に関すること。

**和光園（2）**

- (1)入所者の介護に関すること。
- (2)入所者の生活指導に関すること。
- (3)入所者の診療及び看護に関すること。
- (4)入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。
- (5)ケアハウス和光園に関すること。
- (6)前各号に付随する事務に関すること。

**障害福祉課**

<管理係>

- (1)課の庶務に関すること並びに障害福祉課、障害者支援課、障害者福祉センター、さざんか療護園（施設支援係の所管に属するものを除く。）、発達障害者支援センター及びひきこもり支援室の庶務の総括、事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)神戸市立東部在宅障害者福祉センター、神戸市立中部在宅障害者福祉センター及び神戸市立西部在宅障害者福祉セン

ターに関すること（施設支援係の所管に属するものを除く。）。

- (3)市民福祉スポーツセンター及び神戸市立点字図書館に関すること。
- (4)障害者のスポーツの振興に関すること。
- (5)児童福祉施設（障害児に係る施設に限る。）、障害者支援施設等の栄養指導に関すること（こども家庭局総合療育センター管理係及びさざんか療護園の所管に属するものを除く。）。

<調整係>

- (1)障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。
- (2)障害者の福祉の啓発に関すること（障害者福祉センターの所管に属するものを除く。）。
- (3)神戸市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4)障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (5)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に関すること。

<施設支援係>

- (1)障害者及び障害児の福祉施設の整備に関すること。
- (2)障害者及び障害児の福祉施設に関すること（こども家庭局家庭支援課の所管に属するものを除く。）。
- (3)こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること（障害者支援課自立支援係及びこども家庭局家庭支援課家庭養護係の所管に属するものを除く。）。
- (4)神戸市立東部在宅障害者福祉センター、神戸市立中部在宅障害者福祉センター及び神戸市立西部在宅障害者福祉センターに関すること（管理係の所管に属するものを除く。）。
- (5)障害者福祉センター及びさざんか療護園との連絡及び調整に関すること（管理係の所管に属するものを除く。）。
- (6)高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関すること。
- (7)障害者施策に係る都市施設整備事業に関すること。
- (8)ユニバーサルデザインのまちづくりに関すること（建設局道路工務課交通安全施設係及び都市局景観政策課の所管に属するものを除く。）。
- (9)前各号に掲げるもののほか、障害者及び障害児の福祉に関すること（保健所精神保健福祉センター、障害者支援課及びこども家庭局家庭支援課発達支援係の所管に属するものを除く。）。

**障害者支援課**

<自立支援係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る自立支援給付に関すること（自立支援給付・医療係の所管に属するものを除く。）。
- (3)障害者総合支援法に係る国庫補助に関すること。
- (4)障害者総合支援法等に係る支払事務に関すること。
- (5)介護給付費等の算定に関する届出に関すること（監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (6)障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の監査及びこれに伴う指導、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (7)発達障害者支援センターとの連絡及び調整に関すること（こども家庭局家庭支援課発達支援係の所管に属するものを除く。）。
- (8)障害者地域生活支援センターに関すること。



- (9)障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に関する事（就労促進係及び監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (10)子ども家庭センターとの連絡及び調整に関する事（障害福祉課施設支援係及び子ども家庭局家庭支援課家庭養護係の所管に属するものを除く。）。
- (11)障害者及び障害児の地域移行に関する事。
- (12)前各号に掲げるもののほか、障害者及び障害児の福祉に関する事（障害福祉課、健康局保健所精神保健福祉センター及び子ども家庭局家庭支援課発達支援係の所管に属するものを除く。）。

<自立支援給付・医療係>

- (1)障害者総合支援法に係る自立支援給付に関する事（自立支援係の所管に属するものを除く。）。
- (2)障害支援区分の認定に関する事。
- (3)障害者総合支援法に係る地域生活支援事業に関する事。
- (4)障害者更生相談所との連絡及び調整に関する事。
- (5)障害者総合支援法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関に関する事。

<就労促進係>

- (1)障害者の就労の促進に関する事。
- (2)精神障害者社会適応訓練事業に関する事。
- (3)障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づく使用者による障害者虐待に関する事項の都道府県への通知に関する事。
- (4)国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成に関する事。

**障害者福祉センター（2）**

<管理係>

- (1)障害者福祉センターの庶務及び管理に関する事。
- (2)障害者更生相談所、発達障害者支援センター及びひきこもり支援室の庶務に関する事（発達障害者支援センターの所管に属するものを除く。）。
- (3)身体障害者福祉センターに関する事。
- (4)関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (5)障害者の福祉の啓発に関する事（障害福祉課調整係の所管に属するものを除く。）。
- (6)心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (7)重度心身障害者タクシー利用助成に関する事。
- (8)重度心身障害者自動車燃料費助成に関する事。
- (9)重度心身障害者介護手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに福祉手当（経過措置分に限る。）に関する事。
- (10)他の係の所管に属しない事項に関する事。

<相談判定係>

- (1)障害者等の相談に関する事。
- (2)障害者等の療育指導及び医学的診断に関する事。

**障害者更生相談所②**

- (1)身体障害者、知的障害者及び発達障害者（以下この条において「障害者」という。）の相談及び指導に関する事。
- (2)障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事。
- (3)補装具費支給の可否についての判定に関する事及び補装具の適合判定に関する事。
- (4)更生医療の判定に関する事。
- (5)身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。

- (6)市民福祉調査委員会に関する事（身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定に係るものに限る。）。
- (7)障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関する事。
- (8)関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関する事。

※障害者更生相談所における職員は、障害者福祉センターにおける職員をもって充てる。

**さざんか療護園（2）**

- (1)入所者の介護に関する事。
- (2)入所者の生活指導に関する事。
- (3)入所者の診療及び看護に関する事。
- (4)入所者の栄養管理及び栄養指導に関する事。
- (5)入所者の機能回復訓練に関する事。
- (6)前各号に付随する事務に関する事。

**発達障害者支援センター（2）**

- (1)発達障害者支援センターの庶務及び管理に関する事（障害者福祉センターの所管に属するものを除く。）。
- (2)発達障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）及びその家族に対する専門的な相談及び助言に関する事。
- (3)発達障害者に対する専門的な発達支援に関する事。
- (4)医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法第2条第1項に規定する発達障害をいう。以下同じ。）に係る情報提供及び研修に関する事。
- (5)発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡及び調整に関する事。
- (6)障害者更生相談所及び子ども家庭局子ども家庭センターとの連絡及び調整に関する事（福祉局障害者支援課及び子ども家庭局家庭支援課の所管に属するものを除く。）。
- (7)前各号に掲げるもののほか、発達障害者に対する支援に関する事（子ども家庭局家庭支援課の所管に属するものを除く。）。

**ひきこもり支援室（2）**

- (1)ひきこもり支援室の庶務及び管理に関する事（障害者福祉センターの所管に属するものを除く。）。
- (2)ひきこもり状態にある者及びその家族等への相談支援に関する事。
- (3)ひきこもりに関する情報発信並びに関係機関等との連携及び調整に関する事。

**監査指導部**

- (1)部の庶務に関する事。
- (2)社会福祉法人の設立の認可等に関する事。
- (3)社会福祉法人の監査及び指導に関する事。
- (4)社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関する事。
- (5)介護保険事業者の指定、許可、変更及び取消し等に関する事。
- (6)介護報酬の算定に関する届出に関する事。
- (7)介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出及び検査に関する事。
- (8)介護予防・日常生活支援総合事業に関する事（介護保険課の所管に属するものを除く。）。
- (9)介護サービス情報の公表に関する事。



- (10)介護保険に係るサービスを行う事業者の指導、監査及び育成に関すること（介護保険課及び保健所の所管に属するものを除く。）。
- (11)養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
- (12)老人福祉施設の指導及び監督に関すること（高齢福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (13)有料老人ホームの指導及び監督に関すること（高齢福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (14)サービス付き高齢者向け住宅の指導及び監督に関すること（高齢福祉課及び建築住宅局住宅政策課民間住宅係の所管に属するものを除く。）。
- (15)障害福祉サービス事業者等の指定、変更及び取消しに関すること並びに地域生活支援事業者の認定、変更、取消し等に関すること。
- (16)指定障害福祉サービス事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（障害者支援課に属するものを除く。）。
- (17)障害児通所支援事業者等の指定、変更、取消し等に関すること並びに障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（障害者支援課に属するものを除く。）。
- (18)障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 17 条の規定に基づく障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項の都道府県への報告に関すること。
- (19)介護給付費等の算定に関する届出に関すること（障害者支援課に属するものを除く。）。
- (20)指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に係る届出及び検査に関すること。

### Ⅲ 令和2年度 主要事業の概要

#### 【シニア世代にやさしいまちづくりの推進】

##### 1. 高齢者の社会参加促進

令和元年6月に交通事業者から緊急要望を受け、「敬老優待乗車制度・福祉乗車制度のあり方に関する有識者会議」を開催しました。高齢者の社会参加を促進するため、北神急行線について制度の対象路線にするほか、KOBE シニア元気ポイント（ボランティアポイント）制度の創設、つどいの場の活動支援、運転免許返納促進施策を実施するとともに、敬老優待乗車証のバス近郊区における110円上限の廃止、敬老優待乗車制度の敬老無料乗車券の廃止、福祉乗車証の母子世帯の制度転換といった見直しを行い、制度を長期的に維持していきます。

##### （1）KOBE シニア元気ポイントの創設

〔介護保険課〕

65歳以上の高齢者が高齢者施設でボランティアを行った場合に、敬老パス等を用いてポイントを付与し、交通費などへの換金を行う KOBE シニア元気ポイントを創設することで、高齢者の地域活動への参加を促進し、さらに高齢者の心身の健康を保持・増進することでフレイル予防につなげます。

##### （2）高齢者のつどいの場の活動支援

〔介護保険課〕

既存の補助制度の開催回数・開催場所等の要件を緩和するとともに、開催頻度に応じて柔軟に利用できる制度へと拡充することで、地域における高齢者の交流の場を運営する活動を支援します。

##### （3）運転免許返納促進施策

〔高齢福祉課〕

高齢者事故の削減に寄与するため、運転に不安のある市内在住の65歳以上の高齢者のうち、マイナンバーカードを申請・所持している方に、インセンティブとして交通系ICカード（5,000円分）を配布し、高齢者の運転免許返納を促進します。

##### 2. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

〔介護保険課〕

##### （1）神戸モデルの推進

平成30年4月1日に施行した「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づき、認知症施策をより推進するため、早期診断・早期発見のための診断助成制度と認知症と診断された方を対象とした事故救済制度を組み合わせた認知症「神戸モデル」を引き続き実施します。

##### （2）認知症の人とその家族への支援

市内12か所で実施している「フレイル改善通所サービス」について、認知症疾患医療センター等との連携により、新たに神戸モデルでMC I（軽度認知障害）と診断された方を対象とします。

また、しあわせの村を認知症予防の拠点（おれんじパーク）として、認知症の方が接客

するレストラン、昔の映像や食事で記憶喚起をする回想法など、様々な取り組みを展開します。

### 3. 介護人材確保対策

〔介護保険課〕

ベトナムに加えミャンマー等からの介護技能実習生受入れについて区市協調で新たに取り組み、外国人介護人材の確保を推進します。

また、引き続き新たに正規職員を採用した際に法人が負担する住宅手当の一部を補助するなど、各種補助制度を実施します。

### 4. 介護保険施設整備

〔高齢福祉課〕

高齢化の進展に伴う高齢者の介護サービスへの需要拡大に対応するため、第7期神戸市介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設の整備を行います。また、高齢者のさまざまなニーズに対応できるよう、特別養護老人ホームの多床室整備や建替補助、ユニット上限数の緩和による認知症グループホームの整備促進などを引き続き実施します。

### 5. リハビリ専門職によるケアプランの作成支援

〔介護保険課〕

介護サービスを初めて利用する要支援1・2の方に対して、ケアプラン作成のためにケアマネジャーが自宅訪問する際に、市からリハビリ専門職を派遣し、要支援者の状態に応じた生活を提案・助言することで、ケアプランの質の向上をはかります。

## 【障害者の方への支援】

### 1. 計画相談支援の充実

〔障害者支援課〕

適切な相談支援の提供やサービス等利用計画の作成を行う相談支援専門員の不足により、利用者が計画を作成するセルフプランの割合が高くなっていることから、市内の相談支援事業所の立ち上げや体制強化にかかる費用を助成します。

### 2. 障害者の社会参加促進

#### (1) 産官学連携の推進

〔政策課・障害者支援課〕

しあわせの村の既存施設の転活用により、オフィススペースを設置し、東京大学先端科学技術研究センターを中心に、企業、研究機関と連携しながら、最先端の研究・知見を活用して、多様な働き方の創出など、福祉課題の解決を図ります。

また、垂水駅前地区をモデル事業として、平成30年度より同研究センターと連携して進めている週20時間未満の超短時間雇用の取り組みを拡大し、しあわせの村等でも実施します。

#### (2) 手話通訳者養成の促進

〔障害者支援課〕

「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、手話通訳者等の個人派遣や手話動画の制作・

配信等、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。また、手話通訳者養成を促進するため、講座の受講料を無料化し、ろう者が日常生活を円滑に営むことができるよう支援します。

### 3. 障害者支援センターの全区設置

〔障害者支援課〕

障害者の見守りを行うとともに、短期入所や生活介護を提供する障害者支援センターについて、令和元年度までに開設した6区に続き、残りの3区(東灘区・中央区・長田区)についても順次開設します。

## 【貧困の連鎖防止】

### 1. 被保護世帯の自立促進

#### (1) 相談支援体制の強化

〔保護課〕

ギャンブルやアルコールなどの依存症患者に対して、精神保健福祉士がケースワーカーとの連携のもと、同行訪問や専門的な助言を行い、自立に向けた支援を行います。

また、各区の警察OBの増員により不正受給対策に更に注力するとともに、多岐にわたる事務を一括集約する生活保護事務センターの設置により、対人業務の強化をはかります。

#### (2) 重症化予防の推進

〔保護課〕

生活保護受給者の健康課題を分析し、健康管理支援の重点対象者や手法を定めたデータヘルス計画に基づき、生活習慣病を対象に発症予防、早期発見・早期治療に取り組みます。さらに、糖尿病性腎症や慢性腎臓病などの高リスク者が重症化して人工透析に至らないように、受療状況の確認や訪問型保健指導を実施します。

## 【くらしの安全を守る】

### 1. ひきこもり支援の充実

〔ひきこもり支援室〕

増加する相談件数に対応するため、令和2年2月に開設した神戸ひきこもり支援室を本格稼働し、電話等による相談に加えて、相談員による家庭訪問や医師等専門職で構成する専門チームの派遣による支援を行います。また、関係機関とのネットワーク構築による情報の一元化、中学校卒業後の切れ目ない支援や自立に向けたさまざまな就労支援、家族教室等の家族支援を行うことで、早期支援や長期化の防止を目指します。

### 2. 災害時要援護者支援体制の強化

〔高齢福祉課〕

#### (1) 要援護者の移送支援

災害救助法が適用されない風水害が発生する恐れがある場合等において、基幹福祉避難所の指定施設等が要援護者を移送した際の経費を市が負担するなど、要援護者が適切な避難先に避難することができるよう、支援体制の確保をはかります。

## (2) 福祉避難所開設・運営訓練の実施

福祉避難所指定施設のうち、社会福祉施設における、開設・運営訓練の実施に対する助成を行います。また、「災害時における要援護者支援方針」等に基づくガイドラインを作成し、広く市民への周知をはかり、平時から災害に備え、要援護者にとって適切な避難行動につながるよう支援します。

## 3. 公共交通等のバリアフリー化の推進

〔障害福祉課〕

障害者・高齢者をはじめ、誰もが利用できるまちづくりを推進し、また視覚障害者等の転落事故防止をはかるため、鉄道駅舎のエレベーター整備やホーム柵整備などバリアフリー化を支援します。

### ◇バリアフリー化等整備予定駅

阪急電鉄	: 春日野道駅 (EV・転落防止設備)	(令和2～4年度)
阪神電気鉄道	: 大開駅 (EV・多機能トイレ)	(令和1～3年度)
山陽電鉄	: 東須磨駅 (EV・多機能トイレ)	(令和2～4年度)
神戸電鉄	: 花山駅 (スロープ)	(令和1～2年度)
	大池駅 (スロープ・多機能トイレ)	(令和1～2年度)
神戸新交通	: 魚崎駅 (多機能トイレ)	(令和2年度)

※1日平均乗降客数3,000人以上の市内全ての鉄道駅舎について整備に着手

### ◇ホーム柵整備予定駅

JR西日本	: 神戸駅	(令和1～2年度)
	三ノ宮駅	(令和2～3年度)
阪急電鉄	: 神戸三宮駅	(平成30～令和2年度)
阪神電気鉄道	: 神戸三宮駅	(令和1～3年度)

## 4. 国民健康保険料・後期高齢者保険料の収納対策強化

〔国保年金医療課〕

国民健康保険料の初期的滞納世帯に対する電話催告業務の対象を後期高齢者医療制度加入者にも拡大するとともに、毎年、臨時で設置していた国民健康保険および後期高齢者医療制度の専用コールセンターを通年で設置し、問い合わせのワンストップ対応と収納対策の強化を行います。

## 【健康創造都市 KOBE の推進】

### 1. 高血圧者への受診勧奨・保健指導事業

〔国保年金医療課〕

国民健康保険の被保険者のうち、虚血性心疾患や脳血管疾患につながる重度の高血圧者に対して、受診勧奨や生活習慣改善指導により重症化予防をはかります。

## 2. しあわせの村のリニューアル

平成元年の開村から 30 年が経過し、当時と比べて社会の状況が大きく変化する中、複雑多様化が進む新たな福祉課題への対応が求められていることから、今後の取り組みについて幅広く意見を求めることを目的として開催した「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」を踏まえ、次の施策を実施します。

### (1) 職住近接のモデルづくり 〔政策課〕

働く意欲が高い高齢者・障害者の社会参加を促す様々な“しごと”づくりや、近隣・外部から積極的に人を呼び込む仕組み・住環境のあり方について検討します。

### (2) 産官学連携の推進【再掲】 〔政策課・障害者支援課〕

東京大学先端科学技術研究センターを中心に、企業、研究機関と連携しながら、最先端の研究・知見を活用して、多様な働き方の創出など福祉課題の解決を図るため、オフィススペースを設置します。

### (3) 温泉健康センターのリニューアル 〔政策課〕

最先端のバリアフリー対応等により、障害者等の利用促進や健康増進を図り、多世代で交流できる拠点となるよう、あらゆる民間活力を導入した抜本的な施設リニューアルの検討を進めます。

### (4) 認知症の予防と共生の推進【再掲】 〔政策課・介護保険課〕

認知症予防の拠点（おれんじパーク）として、認知症の方が接客するレストラン、昔の映像や食事で記憶喚起をする回想法など、様々な取り組みを展開します。